

新聞販売業における労働災害防止について 要請しました。

十日町労働基準監督署では、新聞販売業において平成28年12月末現在で、休業4日以上の労働災害が5件発生し、平成27年と比べて2件増加している状況を踏まえて、平成29年1月5日付で飯山線地区新聞販売店組合に対して、別添の通り、労働災害防止の徹底を要請しました。

今後、降雪期を本格的に迎え、新聞販売業に限らず、転倒災害、交通労働災害の増加が懸念されますので、他業種においても別添リーフレットを参考に雪による労働災害の防止に努めてください。

十日町基署発 0105 第 1 号
平成 29 月 1 月 5 日

飯山線地区新聞販売店組合長 殿

十日町労働基準監督署長

新聞販売業における労働災害防止について(要請)

労働行政の運営につきましては、平素より格段のご理解、ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の休業 4 日以上の労働災害は、平成 28 年 12 月末現在で死亡労働災害 2 件を含む 61 件発生しており、昨年同期と比べ - 16 件 (- 20.8%) の減少となりました。

新聞販売業においては、休業 4 日以上の労働災害は 5 件発生しており、昨年同期と比べ + 2 件 (+ 66.7%) 増加しています。また、5 件中 4 件は休業 1 月以上の労働災害となっており、今冬においても降雪により路面凍結による転倒災害、視界不良による交通労働災害など新聞配達業務における労働災害のさらなる発生が懸念されるところです。

つきましては、労働災害防止のため下記の事項が徹底されますよう会員事業者に周知いただきたくよろしくお願ひいたします。

また、新潟労働局では労働災害防止の意識高揚を目的としたキャンペーン「新潟ゼロ災宣言運動 2017」を展開しております。会員事業場に対する参加勸奨をはじめとした取組の推進を働きかけていただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 履物は、滑りにくく、足のサイズに適した靴を選ぶこと。
2. 服装は、防寒性、視認性に優れたもの（反射チョッキ、ヘッドライト等）を用意し、頭部防護のヘルメットとともに着用させること。
3. 降雪も考慮した時間に余裕のある配達計画を作成すること。
4. 遠隔地の配達業務を含めて、作業開始と終了の点呼、連絡体制を整備すること。
5. 交通安全情報マップや危険マップ等を作成し、交通事故発生状況、転倒や屋根からの落雪の恐れのある場所、段差・開口部の位置等を関係労働者に周知すること。
6. 災害事例による社内教育、ヒヤリハット事例の収集など安全衛生管理活動を推進すること。

速報

平成28年 労働災害発生状況 十日町 労働基準監督署
(12月末現在)

業種別	年別	過去5年 災害発生状況					対前年同期比			
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成27年	平成28年	増減数	増減率
製造業		26	(1) 21	(1) 15	20	(1) 23	(1) 20	15	- 5	- 25.0%
食料品		20	(1) 10	4	11	(1) 8	(1) 7	8	+ 1	+ 14.3%
繊維工業			2		1	1	1		- 1	- 100.0%
衣服・繊維製品			1		1	0				
木材・木製品		1	2			1	1	1	±0	±0%
家具・装備品		1						1		
パルプ・紙・紙加工品										
印刷・製本業										
化学工業		1	1	1						
窯業・土石製品				1		1	1		- 1	- 100.0%
鉄鋼業										
非鉄金属			1	3		2	2		- 2	- 100.0%
金属製品			2		2	0				
一般機械器具						1	1		- 1	- 100.0%
電気機械器具				1		2				
輸送用機械等			1		1	0		1		
電気・ガス・水道		3								
その他の製造業			1	(1) 5	4	7	7	4	- 3	- 42.9%
鉱業		(1) 1	2	2	1	1	1		- 1	- 100.0%
建設業		(1) 39	(2) 24	25	18	23	22	11	- 11	- 50.0%
土木工事業		(1) 12	(2) 15	6	3	8	7	5	- 2	- 28.6%
建築工事業		20	6	16	12	14	14	6	- 8	- 57.1%
うち木建工事業		7	4	9	6	5	5	3	- 2	- 40.0%
その他建設業		7	3	3	3	1	1		- 1	- 100.0%
運輸交通業		0	0	1	1	2	2	(1) 1	- 1	- 50.0%
うち道路貨物運送業					1	2	2	(1) 1	- 1	- 50.0%
貨物取扱業		0	0	0	0	0	0		±0	---
農林業		3	2	1	3	2	2	(1) 5	+ 3	+ 150.0%
うち林業			1	1	0	1	1	(1) 3	+ 2	+ 200.0%
畜産・水産業		0	2	1	1	0	0		±0	---
その他の事業		35	28	34	24	34	30	29	- 1	- 3.3%
卸・小売業		13	13	8	4	8	8	11	+ 3	+ 37.5%
うち新聞販売業		2	3	3	1	3	3	5	+ 2	+ 66.7%
社会福祉施設		11	2	17	8	11	11	6	- 5	- 45.5%
飲食店		0	0	1	3	1	1	4	+ 3	+ 300.0%
その他		11	13	8	9	14	10	8	- 2	- 20.0%
総計		(2) 104	(3) 79	(1) 79	68	(1) 85	(1) 77	(2) 61	- 16	- 20.8%

()内は死亡件数の内数である。以下同じ。

主な労働災害の発生状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
墜落災害	26	20	14	13	16	12
転倒災害	24	17	27	13	16	17
交通災害	0	2	4	1	6	0
機械との接触	7	(1) 7	(1) 8	6	8	2
重機関連	3	(2) 7	1	4	6	1
腰痛	5	3	3	4	1	3
木工機械	2	1	1	3	3	2
雪関連	23	(1) 23	21	6	(1) 9	6
熱中症(休業4日以上)	2	2	0	1	0	0
熱中症での労災請求	5	14	7	11	5	5

目的ごとに集計しているため、件数が重複することがあります。ただし、機械との接触から木工機械の件数は除いています。

冬季間の転倒災害を 防止しましょう!!

冬期間に多発する凍結路面等での転倒災害の防止方法について、早朝の屋外という厳しい環境下で作業する新聞販売店の事例を紹介します。

みなさまも職場内でも参考にいただき、凍結路面などでの転倒災害防止を進めて下さい。

新聞販売店の 労働災害防止対策



ヘルメット

転倒時の頭部保護ために使用します。

転倒時に頭部を強打して骨折するという重大事故が発生しています。



ヘッドライト

暗い所で足元の障害物などを確認でき、手もフリーとなります。



反射材

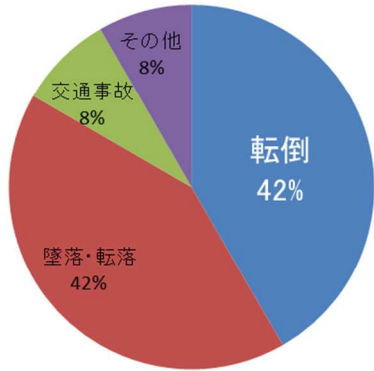
早朝の暗がりでも、車に歩行者の位置を知らせます。

長靴の滑り止め

「スノースリップガード」
スパイクを使用していない滑り止めで、床を傷めることがありません。

転倒災害の発生状況

雪による労働災害の割合



H24年シーズン 十日町労働基準監督署 集計

十日町労働基準監督署における1年間の全産業での労働災害(休業4日以上[※]の重症事故のみ集計)は79件となっています。このうち雪に関連しての労働災害が、24件と約3割となっています。

転倒については、凍結路面等に起因して転倒した労働災害を集計しています。(10件) 墜落・転落は主に屋根の雪下ろし、交通事故は雪道によるスリップとなっています。

主な事例

H25.1.06	PM 2:00	飲食店	出前先に向かっていたところ、路面が凍結していたため転倒し、手指を骨折した。
H25.2.10	AM 7:10	自動車修理業	出勤後、玄関に向かって途中に路面が凍結していたため転倒し、足首を骨折した。
H25.2.17	AM 8:25	社会福祉施設	利用者宅へ徒歩で向かっていたところ、凍結路面で転倒し、手首を骨折した。
H25.2.28	AM 4:30	新聞販売業	新聞配達中に凍結路面で転倒し、 <u>頭部を強打して頭がい骨を骨折した。</u>

その他の転倒防止対策

滑り防止マットの使用



ラバー付き人工芝

玄関先・通路などに滑り防止マットを設置して転倒予防をお願いします。また、従業員から滑りやすい場所を確認しておくことも重要です。滑り防止マットはホームセンターなどでご購入できます。

凍結防止剤の使用



吹きさらしの屋外通路など凍結の危険がある場所に散布して、転倒の危険を低減させることも必要です。

冬季無災害運動を推進しています

実施期間：平成28年12月1日～平成29年2月28日

路面・作業床の凍結・積雪による転倒災害を防止しましょう



《携帯用スパイクの例》



《ヒートマットの設置例》

予防策!!

- ▶ 余裕をもって、急がず、短い歩幅で歩く
～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～
- ▶ 凍結防止剤の散布、除雪・融雪の徹底
- ▶ 足のサイズにあった滑りにくい靴の着用
水・油用の耐滑靴も、雪や氷の上では滑ることがある
- ▶ 除雪・融雪するためのマットの敷設 など

毎年、下のような災害も発生しています

スリップによる交通事故



予防策!!

- ▶ 無理の無い走行計画を立てること
- ▶ 早めの冬用タイヤの装着
- ▶ 速度を控え、急ハンドル・急ブレーキ・急発進をしないこと
- ▶ 交通安全マップの作成 など

屋根除雪中の墜落災害



予防策!!

- ▶ 作業指揮者を選任すること
- ▶ 2人以上で作業を行うこと
- ▶ 保護帽・安全帯の着用
- ▶ 作業計画を策定すること など

除雪車・除雪機による はさまれ・巻き込まれ災害



予防策!!

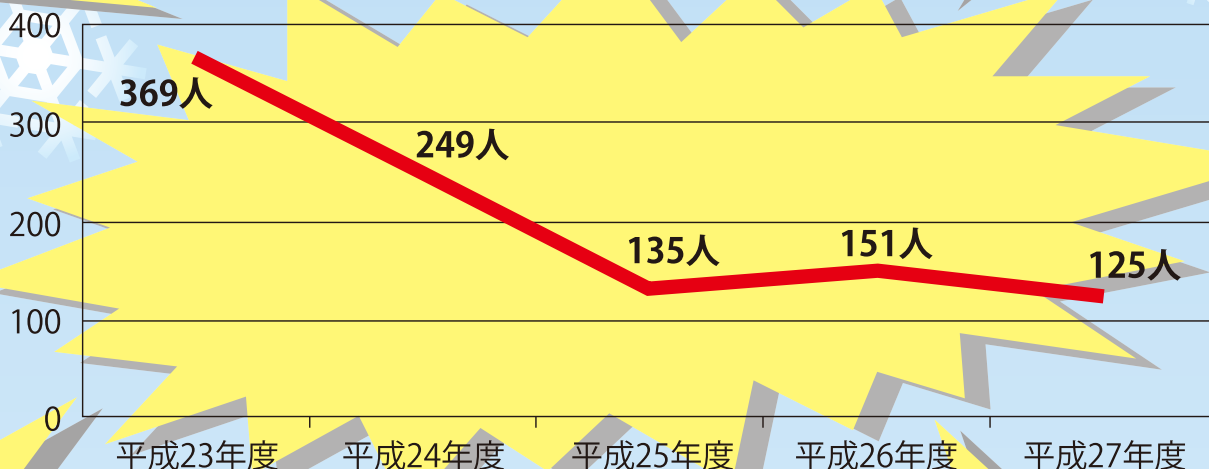
- ▶ 機械の故障・点検時にはエンジンを停止すること
- ▶ 運転時には周囲の確認を徹底すること
- ▶ 作業範囲内への立ち入り禁止を徹底すること など



新潟・富山・石川・福井労働局・各労働基準監督署

雪による労働災害に注意!!

【新潟県における休業4日以上労働災害発生件数の推移】



冬の転倒災害を予防するには

転びにくい歩き方

① 小さな歩幅でゆっくり歩く

歩幅が大きいと、重心の上下移動量が大きく、かかと側から着地することにもなるため、転倒しやすくなります。

② やや前傾姿勢で足の裏全体を踏みしめて歩く

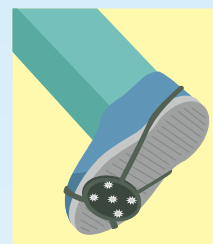
重心をやや前に置き、膝の関節を柔らかくして、土踏まずの前のあたりでぞっと着地し、足の裏全体を路面にゆっくり垂直に踏み降ろします。



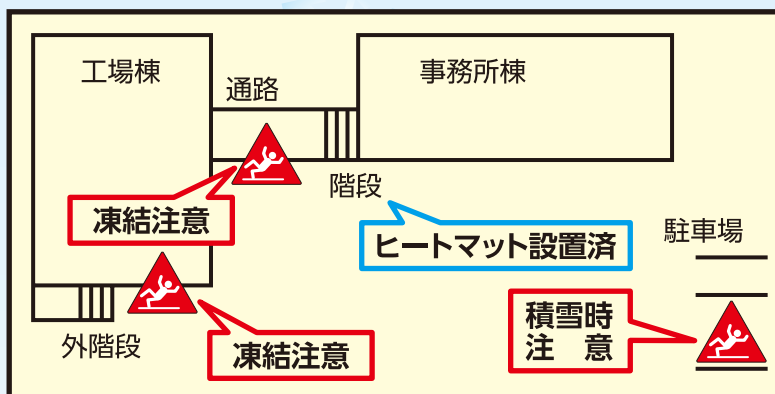
冬用の靴の選び方

靴底にも得意な路面と不得意な路面がありますので、靴を選ぶ際には、使用状況や用途を販売店に説明して適切な靴を購入してください。なお、一般的な特徴は以下のとおりです。

- ① 発泡ゴム等の柔らかいゴム製の靴底は、路面への吸着力により滑りを防止しますので、適切な溝とともに比較的多くの路面に対応します。
- ② 摩擦材入りの靴底や金属ピンのある靴底は路面を引っ掻くことで滑りを防止しますので、凍結路面や圧雪で一定の効果があります。脱着式のスパイクなども販売されていますので、使用状況に応じて使い分けてください。



危険マップを作成しましょう



〈危険マップの例〉



交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取組を行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

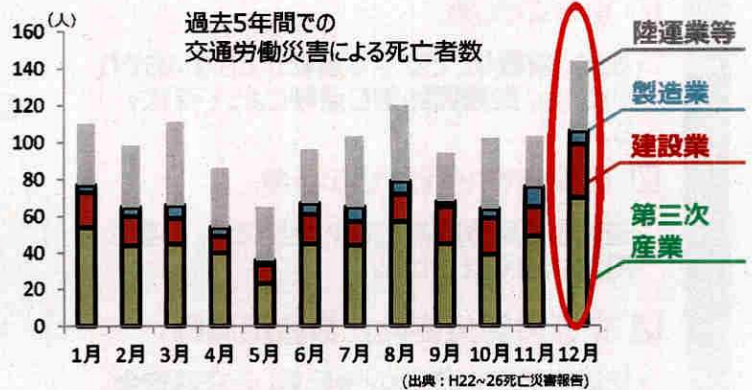
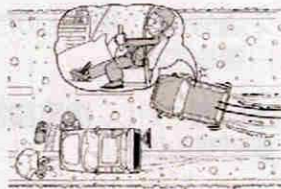
交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



交通労働災害は12月に多く発生！

交通労働災害による死亡事例は、12月に多く発生しています。積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



<災害事例>

原付で訪問途中 (1名死亡)	現場へ向かう途中 (7名負傷)	施設利用者送迎中 (1名死亡6名負傷)	新聞配達用の自転車 (1名死亡)
訪問介護のため利用者宅から事務所へ原付で移動する途中、右側方を走るトラックと接触。その後トラックの後輪にひかれ、30分後に死亡。	早朝、労働者8名を乗せ建設現場に自動車2台で向かう途中、1台がゆるいカーブの凍結した路面でスリップしガードレールに激突。避けようとした後続車も対向車線に飛び出し路肩から転落。	事務所から介護サービス利用者宅に利用者を送迎中、信号がなく見通しの悪い交差点に一時停止せずに進入し、左側から来たトラックと衝突。利用者1名が死亡、労働者2名を含む6名が重軽傷。	夜明け前に新聞配達のため自転車で国道を斜めに横断中、交差点を青信号で進入してきた大型トラックと衝突し死亡。なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などのついて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

■職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

交通労働災害の現状と防止対策

検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。



STOP! 転倒災害

プロジェクト

STOP!転倒災害

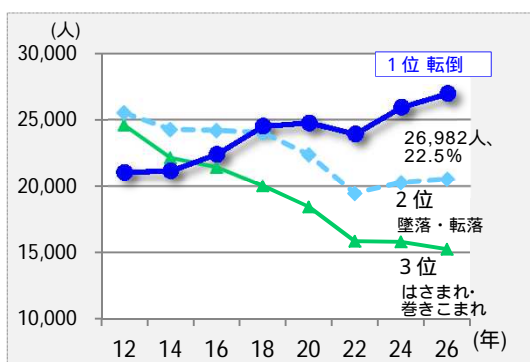
厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP!転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリスト（最終ページ）を活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

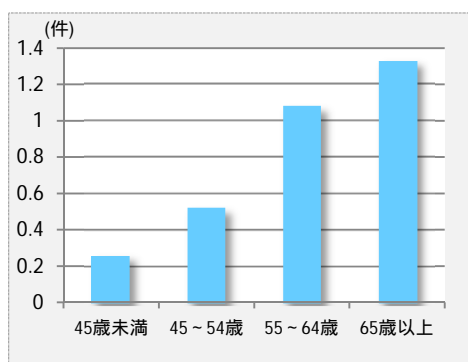
転倒災害は今、最も多い労働災害で、しかもその割合は年々増えています。また、長期の休業につながることも多く、深刻な問題になっています。

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では1,000人に1人以上が被災しています。

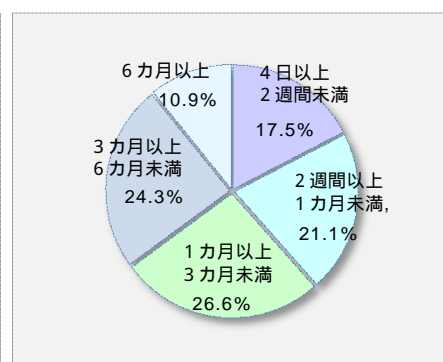
転倒災害による休業期間は、約6割が1カ月以上となっています。



平成26年 厚生労働省 労働者死傷病報告 「事故の型別死傷者数の推移」



平成26年 労働者死傷病報告と総務省労働力調査 「年齢別転倒災害の発生率」 (労働者千人当たりの転倒災害発生件数)



平成26年 労働者死傷病報告 「転倒災害による休業期間の割合」

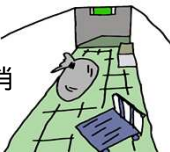


転倒災害の種類と主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも、似たような危険はありませんか？


滑り	つまずき	踏み外し
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <p>大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。</p>

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

< 転倒しないための靴選びのポイント >

サイズ	小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。	
屈曲性	屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。	
重量	重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。	
重量バランス(前後)	つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。	
つま先部の高さ	つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。	
靴底と床の耐滑性のバランス	作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。	

冬季は転倒災害が多発

▶ 積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を！

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行いましょ。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ(照度)を確保しましょ。



< ヒートマットの設置例 >

職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょ。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょ。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

検索

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。
どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

